

JAO 専門医教育規則

A. 日本歯科矯正専門医教育機構 総 則

第 1 章 歯科矯正専門医教育機構規則

第 2 章 歯科矯正専門医修練管理規則

1. 修練カリキュラム委員会および修練管理委員会の業務
2. 承認型歯科矯正修練施設のプログラムおよび施設の認定
3. 修練講座の開催
4. 修練裁定委員会および異議審査委員会の業務

B. 助成事業

C. 歯科矯正専門医教育機構 会計処理規定

D. 歯科矯正医修練制度規則

第 1 章 総 則

第 2 章 認定歯科矯正修練医

第 3 章 歯科矯正医修練施設

第 4 章 臨床指導医および臨床指導責任者（プログラム指導責任者）

第 5 章 認定歯科矯正修練医の筆記試験および技術の総合評価（第 2 次過程）

第 6 章 修練医申請料、修練医登録料および修練講座受講料

第 7 章 補 則

E. 歯科矯正医修練制度施行規則

第 1 章 認定歯科矯正修練医の申請、および認定

第 2 章 認定歯科矯正修練医の筆記試験および技術の総合評価（第 2 次過程）

第 3 章 プログラム承認型歯科矯正医修練施設の申請

第 4 章 認定歯科矯正修練医の修練修了の申請

第 5 章 補 則

A. 日本歯科矯正専門医教育機構 総則

第1章 歯科矯正専門医教育機構規則

(この法人の専門歯科矯正教育の目的)

第1条 この法人は、我が国で統一された教育基準を満たす歯科矯正専門医を育成するために助成団体である一般社団法人日本矯正歯科協会（JIO）、特定非営利活動法人日本歯科矯正専門医認定機構（JBO）ならびにこの法人に参加した団体より助成され、歯科矯正専門医を育成する目的で認定歯科矯正修練医の歯科矯正教育を行うものとする。

(団体の参加資格および助成料)

第2条 この法人への参加資格は、矯正臨床の専門医教育を行うために活動する法人格を取得した団体あるいは法人格なき社団とする。また、歯科領域における矯正専門教育を支援する歯科医師会は参加資格を有する。

2 前項の条件を満たし、この法人に参加する団体は、この法人の総会およびJBOならびに助成団体総会にて承認を得るものとする。

3 助成団体ならびにこの法人に参加した団体は、一般社団法人、一般財団法人に関する法律および公益社団法人、公益財団法人の認定などに関する法律、特定非営利法人法に則り、毎年この法人に助成金（基本助成金および運営助成金）を支払うものとする。

(認定歯科矯正修練医の名称および修練期間)

第3条 この法人が認定する修練医の名称は、特定非営利法人日本歯科矯正専門医教育機構の認定歯科矯正修練医（略称：認定歯科矯正修練医、英語名：Resident of The Japanese Academy of Orthodontics）とし、修練期間は5年間とする。

(事業)

第4条 この法人は、定款第5条第1号、および第2号に示す業務を事務局とともに行う。

- (1) 歯科矯正修練カリキュラムおよびプログラムの作成
- (2) 適正な認定歯科矯正修練医数の決定
- (3) 認定歯科矯正修練医の認定、修練中断の認定
- (4) 修練講座の開催
- (5) プログラム承認型歯科矯正医修練施設および歯科矯正修練プログラムの認定
- (6) プログラム承認型歯科矯正医修練施設の歯科矯正修練プログラムに参加する歯科矯正修練協力施設の認定
- (7) 認定歯科矯正修練医の第2次過程（筆記試験および技術の総合評価）の実施
- (8) 認定歯科矯正修練医の修練終了の認定
- (9) 助成団体学術大会の開催
- (10) 助成団体学術雑誌の編集
- (11) 助成団体学術雑誌の査読

(事業の連携)

第5条 前条の各事業は助成団体、JB0 および助成団体と連携して行う。

(規則の変更)

第6条 歯科矯正専門医教育機構規則は、この法人の専門会員総会において議決権の過半数の議決を経て変更することができる。ただし、助成団体、JB0 の総会に報告しなければならない。

(細則)

第7条 この総則を施行するために、細則を定めることができる。

細則

1. 第2条第1項の歯科領域における歯科矯正専門医教育を支援する歯科医師会の代表者は専門会員とする。
2. この細則はこの法人の理事会の決議を経なければ変更することができない。

附則 本規則は、平成17年6月9日より施行する。

附則 本規則は、平成18年4月12日より施行する。

附則 本規則は、平成18年11月20日より施行する。

附則 本規則は、平成23年6月25日より施行する。

附則 本規則は、平成24年10月3日より施行する。

第2章 歯科矯正専門医修練管理規則

1. 修練カリキュラム委員会および修練管理委員会の業務

(修練カリキュラム委員会とその業務)

第8条 修練カリキュラム委員会は委員長他4名以上のJA0の委員で構成され、助成団体理事2名、JB0委員2名も参画する。

2 修練カリキュラム委員会は、歯科矯正専門医を育成するために、歯科矯正修練カリキュラムを作成し、名称は「JA0 歯科矯正修練カリキュラム」とする。なお、JA0 歯科矯正修練カリキュラムに基づいて「JA0 歯科矯正修練プログラム」を作成し、カリキュラムおよびプログラムを助成団体ホームページ上で公告しなければならない。

3 JB0 認定歯科矯正修練施設の歯科矯正修練医は、JA0 歯科矯正修練プログラムを必修とする。

4 修練カリキュラム委員会は、プログラム承認型歯科矯正医修練施設の歯科矯正修練プログラムの審査、認定を行う。認定されたプログラムの名称は、「JA0 認定〇〇病院歯科矯正修練プログラム」とする。

5 歯科矯正修練プログラムは、5年ごとに更新しなければならない。

6 修練カリキュラム委員会は、認定歯科矯正修練医の筆記試験の問題を作成する。

(修練管理委員会とその業務)

第9条 この法人は、歯科矯正修練プログラムを実施するために修練管理委員会を設置し、委員会は委員長他4名以上のJA0の委員で構成され、助成団体理事2名、JB0委員2名も参画する。

2 修練管理委員会は、修練カリキュラム委員会、JB0 指導医選定委員会およびJB0 修練施設指定委員会と協力し、プログラム承認型歯科矯正医修練施設の認定および施設の5年ごとの更新認定を行う。

3 修練管理委員会は、歯科矯正修練協力施設の認定を行う。

4 修練管理委員会は、歯科矯正医修練施設における認定歯科矯正修練医の定員を決定する。

5 修練管理委員会は、認定歯科矯正修練医の認定を行い、認定歯科矯正修練医認定証の交付を行う。

6 修練管理委員会は、認定歯科矯正修練医が修練を中断した場合に認定歯科矯正修練中断証を交付する。また、修練管理委員会は修練の再開ならびに、認定歯科矯正修練医の更新、取消の業務を行う。

7 修練管理委員会は、JB0 認定歯科矯正修練施設の歯科矯正修練医が必修するために修練講座を開催する。

8 修練管理委員会は、JB0 指導医選定委員会、JB0 修練施設指定委員会とともに認定歯科矯正修練医の登録名簿を作成し、助成団体ホームページにて公開する。

9 修練管理委員会は、認定歯科矯正修練医への筆記試験および技術の総合評価を行う。

10 修練管理委員会は、前項の筆記試験および技術の総合評価の可否の判定を行う。

11 修練管理委員会は、認定歯科矯正修練医臨床実施報告書の審査および管理を行う。

12 修練管理委員会は、認定歯科矯正修練医が5年間の修練を修了した場合は、前項の審査を行った後に歯科矯正修練修了証の交付を行う。

2. 承認型歯科矯正修練施設のプログラムおよび施設の認定

(承認型歯科矯正修練プログラムの認定)

第10条 プログラム承認型歯科矯正医修練施設が歯科矯正修練プログラムを作成する場合は、JB0 指導医選定委員会が認定した臨床指導責任者 (Program Director) が作成したプログラムを修練カリキュラム委員会に提出し、承認を得なければならない。

2 修練カリキュラム委員会より承認された施設の「JA0 認定〇〇病院歯科矯正修練プログラム」は、当該施設のホームページ上で公告しなければならない。

3 プログラム承認型歯科矯正医修練施設は、プログラム承認型歯科矯正医修練施設指定基準を満たし、歯科矯正修練プログラムが承認された後に、修練管理委員会による施設の認定を受けなければならない。

4 プログラム承認型歯科矯正医修練施設 (基幹施設) の歯科矯正修練プログラムに参加し、臨床修練に協力する施設は「歯科矯正修練協力施設」とする。

5 当該基幹施設のプログラムは、歯科矯正修練協力施設の施設名とその協力施設の臨床指導医あるいは JB0 認定歯科矯正専門医の氏名を記載しなければならない。

6 歯科矯正修練協力施設は、JB0 臨床指導医あるいは JB0 認定歯科矯正専門医が常勤していなければならない。

7 プログラム承認型歯科矯正医修練施設は、JA0 の修練カリキュラム委員会が認定した「JA0 〇〇認定歯科矯正修練プログラム」を遵守し運営しなければならない。

8 プログラム承認型歯科矯正医修練施設は、JA0 に認定された歯科矯正修練プログラムあるいは臨床指導責任者に変更があった場合は直ちに修練管理委員会に報告しなければならない。

(承認型歯科矯正修練施設の指定基準)

第11条 JA0 歯科矯正専門医修練制度の基本理念に則り、修練管理委員会に修練施設として認定され、承認された歯科矯正修練プログラムを有していなければならない。

2 歯科矯正修練プログラムには、次に掲げる事項が定められていること。

(1) 当該歯科矯正修練プログラムの名称および特色

(2) 歯科矯正修練の目標

歯科矯正修練の目標は、JA0 歯科矯正修練の到達目標に則り、歯科矯正医修練施設が当該歯科矯正修練プログラムにおいて認定歯科矯正修練医の到達すべき目標として作成し、歯科矯正修練医が到達目標を達成できる内容であること。

(3) JB0 指導医選定委員会に認定された臨床指導責任者 (プログラム指導責任者 : Program Director) の氏名が記載されていること

(4) 臨床指導体制が整備されていること : 修練医数と臨床指導医数が適正な比率であること

(5) 募集定員ならびに募集および採用方法が記載されていること

3 プログラム承認型歯科矯正医修練施設（基幹施設）のプログラムに参加し、修練に協力する修練施設を歯科矯正修練協力施設とすること。

(1) 歯科矯正修練協力施設の認定は修練管理委員会が行う。

(2) 当該施設が歯科矯正修練を行う場合は、施設の名称、所在地、歯科矯正修練の内容（担当患者数など）、期間ならびに臨床指導医名、JBO 認定歯科矯正専門医名および認定歯科矯正修練医の氏名が「JA0〇〇病院歯科矯正修練プログラム」に記載されていること。

4 修練期間は、歯科矯正修練協力施設での修練を併せて5年とすること。

5 症例検討会を適切に開催していること。

6 歯科矯正修練の実施に関し必要な施設および設備を有していること。

7 歯科矯正修練が修了する場合には、JA0 修練管理委員会に報告し、承認を得ること。

8 受け入れる認定歯科矯正修練医の数は、修練管理委員会の定める定員に従うこと。

(1) 認定歯科矯正修練医に単独で担当できる新患数が、年間20例以上、5年間で100例以上となることを目安として、認定歯科矯正修練医の定員を決定する。なお、常勤勤務者に担当された新患数を、認定歯科矯正修練医に担当する新患数に当てることはできない。

(2) 歯科矯正修練医の修練実績が均一化されるようにプログラム管理委員会を設けること。なお、プログラム検討委員会は歯科矯正修練協力施設の修練の管理も併せて行うこと。

（修練施設の管理体制）

第12条 医療安全および医療情報の管理体制を整備しなければならない。

2 医療情報に関する安全管理のための体制を確保していること。

(1) 個人情報保護に関する「苦情への対応を行う体制」を医療の安全管理の患者相談窓口を同様に確保すること。

(2) 個人情報保護管理者を配置すること（病院などでは、個人情報保護推進委員会などを設置する）。

(3) 雇用契約や就業規則において、就業中はもとより離職後も含めた守秘義務を課すなど、従業者の個人情報保護に関する規程を整備すること。

3 医療に関する安全管理のための体制を確保していること。

(1) 医療に係わる安全管理を行う者を配置すること。

(2) 安全管理部門を設置すること。

(3) 患者からの相談に適切に応じる体制を確保すること。

1) 患者相談窓口の活動の趣旨、設置場所、担当者およびその責任者、対応時間等について、患者等に明示されていること。

2) 患者相談窓口の活動に関し、相談に対応する歯科医師あるいは職員、相談後の取り扱い、相談情報についての個人情報の自己コントロール権の保護、管理者への報告等に関する規則が整備されていること。

3) 患者や家族等が相談を行うことにより不利益を受けないよう、適切な配慮がなされていること。

3. 修練講座の開催

(修練講座の開催)

第 13 条 修練講座は「JA0 歯科矯正修練カリキュラム」および「JA0 歯科矯正修練医プログラム」に従って、修練管理委員会が行い、JB0 認定歯科矯正医修練施設の認定歯科矯正修練医が受講する。原則として修練講座は毎月開催し、5 年間行う。

2 修練講座を申請する者は宣誓書を提出し、登録料等をこの法人に納入しなければならない。宣誓書提出と登録料納入の確認後、この法人より認定歯科矯正修練医認定証を交付する。

4. 修練裁定委員会および異議審査委員会の業務

(修練裁定委員会)

第 14 条 この法人の修練裁定委員会は、助成団体、JB0 およびこの法人の役員でない 3 名から 5 名の正会員で構成され、助成団体、JB0 およびこの法人の顧問、顧問弁護士および第三者委員、有識者などが参加し、この法人の中で独立した組織運営を行う。認定歯科矯正修練医の矯正臨床の姿勢に問題がある場合、認定歯科矯正修練医が歯科医師、歯科矯正医の職務基本規程に抵触する場合ならびに歯科矯正医修練施設がプログラム承認型歯科矯正医修練施設指定基準および JB0 認定歯科矯正医修練施設の認定基準に抵触する場合は調査し裁定を行う。

(修練異議審査委員会)

第 15 条 この法人の修練異議審査委員会は、助成団体、JB0 およびこの法人の役員でない 3 名から 5 名の正会員で構成され、事務局およびこの法人の監事、第三者委員、有識者などが参加し、この法人の中で独立した組織運営を行い、認定歯科矯正修練医申請者からの異議の内容について調査、検討し、決定を行う。

2 認定歯科矯正修練医申請者は、申請手続の結果について、審査結果通知日より 2 週間以内であれば、理由を述べた文書を添付することにより、修練異議審査委員会は異議の内容について調査し、決定を行う。

3 認定歯科矯正修練医は、歯科矯正修練終了の結果について、審査結果通知日より 2 週間以内であれば、理由を述べた文書を添付することにより、修練異議審査委員会は異議の内容について調査し、決定を行う。

4 修練裁定委員会による認定歯科矯正修練医登録の抹消、停止または修練未了の決定に異議がある認定歯科矯正修練医は、決定の 2 週間以内であれば、理由を述べた文書を添付することで、修練異議審査委員会に調査を依頼できる。

(規則の変更)

第 16 条 「JA0 歯科矯正修練カリキュラム」、「JA0 歯科矯正修練プログラム」および「歯科矯正修練管理規則」は、この法人の専門会員総会において議決権の過半数の議決を経て変更することができる。ただし、助成団体、助成団体の総会に報告しなければならない。

(細 則)

第 17 条 この規則を施行するために、細則を定めることができる。

附則 本細則は平成 17 年 6 月 9 日より実施する。

細則

1. 修練裁定委員会、修練異議審査委員会の委員は設立当初は助成団体の裁定委員会、異議審査委員会が兼ねるものとする。

2. この細則はこの法人の理事会の決議を経なければ変更することができない。

附則 本規則は、平成 17 年 6 月 9 日より施行する。

附則 本規則は、平成 18 年 4 月 12 日より施行する。

附則 本規則は、平成 18 年 11 月 20 日より施行する。

附則 本規則は、平成 23 年 6 月 25 日より施行する。

附則 本規則は、平成 24 年 10 月 3 日より施行する。

B. 助成事業

(助成団体編集委員会)

第1条 この法人の助成団体編集委員会は、委員4名以上で構成され、JA0理事の中から編集委員長を選任する。委員長は専門会員および一般会員より編集委員を指名する。

(助成団体査読委員会)

第2条 この法人の助成団体査読委員会は、委員4名以上で構成され、JA0理事の中から査読委員長を選任する。委員長は専門会員および一般会員より査読委員を指名する。査読委員の任期は委員長の任期と同一とする。

(学術運営委員会)

第3条 この法人の学術運営委員会は、委員4名以上と助成団体理事2名およびJB0委員2名で構成され、JA0理事の中から学術運営委員長を選任する。委員長は専門会員および一般会員より学術運営委員を指名する。学術運営委員の任期は委員長の任期と同一とする。

(細則)

第4条 この規則を施行するために、細則を定めることができる。

附則 本細則は、平成17年6月9日より実施する。

細則

1. この細則はこの法人の理事会の決議を経なければ変更することができない。

附則 本規則は、平成17年6月9日より施行する。

附則 本規則は、平成18年4月12日より施行する。

附則 本規則は、平成18年11月20日より施行する。

附則 本規則は、平成23年6月25日より施行する。

附則 本規則は、平成24年10月3日より施行する。

C. 歯科矯正専門医教育機構 会計処理規定

(収入の構成)

第1条 この法人の収入については、次の項目をもって構成する。

- (1) 認定歯科矯正修練医申請料 (1万円)、5年間の認定歯科矯正修練医登録料 (2万円)、1年間の更新料 (4千円)
- (2) 第2次過程申請料 (2万円)
- (3) 第3次過程資格者登録料 (1年間：4千円)
- (4) プログラム承認型歯科矯正医修練施設の歯科矯正修練プログラム認定申請料 (10万円) および施設登録料 (1万円)、更新料 (1万円)
- (5) 歯科矯正修練協力施設の施設登録料 (1万円)、更新料 (1万円)
- (6) この法人の定款附則第6項に定める一般会員の入会金 (3,000円) および年会費 (3,000円)、専門会員の入会金 (3000円) および年会費 (3,000円)、賛助会員 (個人) の入会金 (5,000円) および年会費 (5,000円)、賛助会員 (団体) の入会金 (50,000円) および年会費 (50,000円)
- (7) 寄付金品
- (8) その他の収入

2 修練講座受講料については、別途細則に定める。

(経費の支弁)

第2条 この法人の経費は、この法人の収入をもって支弁する。なお、この法人の収入の一部を、歯科矯正医修練施設を通じて認定歯科矯正修練医への経済的支援に充てることができる。

(予算)

第3条 この法人の収支予算は、毎会計年度開始前に会計委員が編成し、理事会の議決を経なければならない。

(決算)

第4条 この法人の事業報告および収支決算は、毎会計年度終了後に理事長が作成し、監事の監査を経た後、総会の承認を得なければならない。ただし、助成料を支払った団体の総会に報告しなければならない。

(会計の管理)

第5条 この法人の会計は、会計理事が管理する。

(規定の変更)

第6条 この規定の第1条 (1) (2) (3) (4) (5) 以外の条項は、この法人の総会の議決権数の過半数の議決を経なければ変更または廃止することができない。

2 この規定の認定に関わる第1条(1)(2)(3)(4)(5)に関しては、この法人の専門会員総会の議決権数の過半数の議決を経なければ変更、または廃止することができない。ただし、助成団体および助成団体の総会に報告しなければならない。

附則 本規則は、平成17年6月9日より施行する。

附則 本規則は、平成18年4月12日より施行する。

附則 本規則は、平成18年11月20日より施行する。

附則 本規則は、平成24年6月23日より施行する。

D. 歯科矯正医修練制度規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この制度は、国民が安心と信頼をもって歯科矯正治療を受診できるための環境整備の一環として統一した歯科矯正修練カリキュラムに基づき、歯科矯正専門医を育成するために JAO が認定した歯科矯正プログラムを実施する事を目的とする。

(認定歯科矯正修練医の認定)

第2条 前条の目的を達するために、特定非営利活動法人 日本歯科矯正専門医教育機構 (JAO) は矯正臨床に基づいた専門教育システムを構築し、歯科矯正教育を実施し、JBO の理念に基づいた JBO 認定歯科矯正専門医を目指す者を認定歯科矯正修練医として認定する。

(JBO, JAO 修練施設の認定)

第3条 認定歯科矯正修練医は JBO および JAO により認定された歯科矯正医修練施設において、矯正臨床に基づいた専門教育および歯科矯正臨床修練を受けなければならない。

2 JBO 修練施設指定委員会は、JBO 専門医認定規則に従い、認定歯科矯正修練医が臨床修練を実施する修練施設を JBO 認定歯科矯正医修練施設として認定する。

3 JAO 修練管理委員会は、JAO 歯科矯正専門医修練制度および専門医教育規則に従い、認定歯科矯正修練医が修練を実施する施設をプログラム承認型歯科矯正医修練施設として認定する。また、当該基幹施設の歯科矯正修練プログラムに参加する歯科矯正修練協力施設を認定する。

(歯科矯正プログラムの認定)

第4条 修練カリキュラム委員会は「JAO 歯科矯正修練カリキュラム」に基づき、JBO 認定歯科矯正医修練施設の歯科矯正修練医に修練プログラムを実施するために、「JAO 歯科矯正修練プログラム」を作成する。

2 プログラム承認型歯科矯正医修練施設は、歯科矯正修練管理規則（歯科矯正修練プログラム、承認型歯科矯正医修練施設指定基準）の規定により、JBO 指導医選定委員会が認定した臨床指導責任者が作成した〇〇病院歯科矯正修練プログラムを提出し、修練カリキュラム委員会の認定を受けなければならない。なお、この基幹施設の修練プログラムに参加する歯科矯正修練協力施設の概要についてこのプログラムに記載しなければならない。

3 歯科矯正修練プログラムは5年ごとの更新をしなければならない。

第2章 認定歯科矯正修練医

(認定歯科矯正修練医の種別)

第5条 認定歯科矯正修練医は、JBO 認定歯科矯正医修練施設の認定歯科矯正修練医およ

びプログラム承認型歯科矯正医修練施設の認定歯科矯正修練医の2種とする。

(認定歯科矯正修練医の定員)

第6条 JB0 認定歯科矯正医修練施設においては、修練医1人につき、5年間の新患数が250名以上となること目安として、修練管理委員会が認定歯科矯正修練医の定員を決定する。なお、認定歯科矯正修練医に単独で配当できる新患数が、年間20症例、5年間で100症例を目安とする。修練医数と臨床指導医数の割合が概ね2:1であること。

2 プログラム承認型歯科矯正医修練施設においては、認定歯科矯正修練医に単独で配当できる新患数が、年間20例以上、5年間で100治験例以上となることを目安として、修練管理委員会が認定歯科矯正修練医の定員を決定する。ただし、歯科矯正修練協力施設において修練を行う場合は、同施設で配当される新患数を合算することができる。修練医数と臨床指導医数の割合が概ね3:1であること。

(申請資格)

第7条 認定歯科矯正修練医の認定を希望する者は、以下の各号の要件を全て満たしていなければならない。

(1) 助成団体およびJA0の会員であること。

(2) 認定歯科矯正修練医を受け入れる施設が、歯科矯正医修練施設として認定されていること。

(3) 臨床指導医あるいは臨床指導責任者がJB0指導医選定委員会に認定されていること。

(認定歯科矯正修練医の申請)

第8条 認定歯科矯正修練医の認定を申請する者は、別に定める規則に則って、この法人の事務局に申請しなければならない。

(認定歯科矯正修練医の認定)

第9条 認定歯科矯正修練医の認定業務は書類審査からなり、この法人の修練管理委員会が行う。

(認定証交付)

第10条 認定歯科矯正修練医には認定証を交付する。

(裁定)

第11条 認定歯科矯正修練医に対して疑義が寄せられた場合、この法人の修練裁定委員会が調査し裁定を行うことができる。

(修練施設の変更)

第12条 認定歯科矯正修練医は、修練施設の変更が生じた際には、修練管理委員会に修練施設の変更理由を申し出て、修練施設変更届を提出しなければならない。なお、原則として、下記のいずれかに該当する場合に適用する。

- (1) 認定歯科矯正修練医に一身上の都合が生じたとき
- (2) JBO 指導医選定委員会が認定歯科矯正修練医の臨床指導医および臨床指導責任者を不適格と認めたとき
- (3) 修練管理委員会もしくは JBO 修練施設指定委員会が認定歯科矯正修練医の歯科矯正医修練施設を不適格と認めたとき

(修練の中断)

第 13 条 認定歯科矯正修練医は、修練の中断が生じた際には、修練管理委員会に修練中断の理由を申し出て、修練中断申請書を直ちに提出しなければならない。なお、原則として、下記のいずれかに該当する場合に適用する。

- (1) 認定歯科矯正修練医に一身上の都合が生じたとき
- (2) JBO 指導医選定委員会が認定歯科矯正修練医の臨床指導医および臨床指導責任者を不適格と認めたとき
- (3) 修練管理委員会もしくは JBO 修練施設指定委員会が認定歯科矯正修練医の歯科矯正医修練施設を不適格と認めたとき

(修練の再開)

第 14 条 認定歯科矯正修練医は、中断した修練を再開する際には、修練管理委員会に修練再開申請書を直ちに提出しなければならない。

(資格の更新)

第 15 条 認定歯科矯正修練医は、資格の更新をする際には、修練管理委員会に認定歯科矯正修練医更新申請書を提出しなければならない。

(異動)

第 16 条 認定歯科矯正修練医は、申請時の記載事項に異動を生じたときは、修練管理委員会に認定歯科矯正修練医申請内容変更届を提出しなければならない。

(実施報告書)

第 17 条 JA0 直属の認定歯科矯正修練医は、歯科矯正修練プログラム実施報告書を 4 ヶ月に 1 回修練管理委員会に提出しなければならない。

2 プログラム承認型歯科矯正医修練施設の認定歯科矯正修練医は、修練管理委員会に歯科矯正修練プログラム実施報告書を 4 ヶ月に 1 回提出しなければならない。

(修練修了)

第 18 条 認定歯科矯正修練医は、5 年間の修練期間の修了後に修練管理委員会に修練修了申請書を提出しなければならない。

(資格の喪失)

第 19 条 認定歯科矯正修練医は、次の項目のいずれか一つに該当する場合、その資格を失

う。

- (1) 本人が辞退を申し出て、それが受理されたとき
- (2) 歯科医師免許を取り消されたとき
- (3) 助成団体会員または JAO の会員の資格を失ったとき
- (4) 申請書類に虚偽が認められたとき
- (5) 修練裁定委員会が認定歯科矯正修練医として不適格と認めたとき

(認定証の返却)

第 20 条 認定歯科矯正修練医の資格を失った者は、この法人の事務局に認定証を直ちに返却しなければならない。

第 3 章 歯科矯正医修練施設

(歯科矯正医修練施設の種別ならびに歯科矯正修練プログラムの承認)

第 21 条 修練施設は、JBO 認定歯科矯正医修練施設、プログラム承認型歯科矯正医修練施設の 2 種とする。

2 JBO 認定歯科矯正医修練施設の認定については、JBO 専門医認定規則に別途定める。

3 プログラム承認型歯科矯正医修練施設は、プログラム承認型歯科矯正医修練施設指定基準の条件を満たし、修練管理委員会より施設として認定を受けなければならない。また、歯科矯正修練管理規則の規定により〇〇病院歯科矯正修練プログラムを提出し、修練カリキュラム委員会の認定を受けなければならない。

(プログラム承認型歯科矯正医修練施設の申請資格)

第 22 条 プログラム承認型歯科矯正医修練施設の認定を受けようとする施設は、次の各号に定めるすべての資格を備えていなければならない。

(1) 歯科矯正専門の医療施設であり、助成団体、JAO の会員である臨床指導責任者、臨床指導医と、助成団体、JAO の会員である認定歯科矯正修練医が各 1 名以上常勤していること。

(2) 申請施設における直前 3 年間の矯正治療患者数が、認定歯科矯正修練医の数に対して修練施設としての適正な数であること。

2 歯科矯正修練協力施設は、JBO 認定歯科矯正医修練施設を兼ねることはできない。

(プログラム承認型歯科矯正医修練施設の審査)

第 23 条 プログラム承認型歯科矯正医修練施設の審査は、原則として年 1 回、修練管理委員会が書類審査によって行う。但し、必要と認められたときには、審査のため実地調査を行うことができる。

(プログラム承認型歯科矯正医修練施設の認定証交付)

第 24 条 JAO は、前条により認定したプログラム承認型歯科矯正医修練施設に対し、プログラム承認型歯科矯正医修練施設認定証を交付し、助成団体ホームページにて公告する。

(プログラム承認型歯科矯正医修練施設の認定有効期間)

第 25 条 プログラム承認型歯科矯正医修練施設の認定有効期間は、5 年間とする。

(プログラム承認型歯科矯正医修練施設の認定取り消し)

第 26 条 認定有効期限内にあっても、修練管理委員会がその修練施設の認定を不相当と判断した場合は、認定を取り消すことができる。なお、その場合は施設の認定証を返却しなければならない。

2 前項の決定に異議がある場合は修練異議審査委員会に申し立てることができる。

(プログラム承認型歯科矯正医修練施設の内容変更届け)

第 27 条 プログラム承認型歯科矯正医修練施設における診療科目の変更や臨床指導責任者の異動があった場合には、3 ヶ月以内に変更届けを修練管理委員会事務局に提出すること。変更届けが提出されなかった場合には、認定を取り消し、以後 1 年間プログラム承認型歯科矯正医修練施設としての申請を却下することができる。

(歯科矯正修練協力施設)

第 28 条 歯科矯正修練協力施設は、プログラム承認型歯科矯正医修練施設の歯科矯正修練プログラムに参加し、歯科矯正修練に協力する施設とする。

2 歯科矯正修練協力施設は、プログラム承認型歯科矯正医修練施設指定基準の条件を満たし、修練管理委員会より施設として承認を得なければならない。

(歯科矯正修練協力施設の申請資格)

第 29 条 歯科矯正修練協力施設の認定を受けようとする施設は、次の各号に定めるすべての資格を備えていなければならない。

(1) 歯科矯正専門の医療施設であり、助成団体、JA0 の会員である臨床指導医あるいは JBO 認定歯科矯正専門医と、助成団体、JA0 の会員である認定歯科矯正修練医が各 1 名以上常勤していること。

(2) 申請施設における直前 3 年間での矯正治療患者数が、プログラム承認型歯科矯正医修練施設の患者数と合算して認定歯科矯正修練医の数に対して修練施設としての適正な数であること。

(歯科矯正修練協力施設の審査)

第 30 条 歯科矯正修練協力施設の審査は、原則として年 1 回、修練管理委員会が書類審査によって行う。但し、必要と認められたときには、審査のため実地調査を行うことができる。

(歯科矯正修練協力施設の認定証交付)

第 31 条 JA0 は、前条により認定した歯科矯正修練協力施設に対し、歯科矯正修練協力施設認定証を交付し、助成団体ホームページにて公告する。

(歯科矯正修練協力施設の認定有効期間)

第 32 条 歯科矯正修練協力施設の認定有効期間は、5 年間とする。

(歯科矯正修練協力施設の認定取り消し)

第 33 条 認定有効期限内にあっても、修練管理委員会がその施設の認定を不相当と判断した場合は、認定を取り消すことができる。なお、その場合は施設の認定証を返却しなければならない。

2 前項の決定に異議がある場合は修練異議審査委員会に申し立てることができる。

(歯科矯正修練協力施設の内容変更届け)

第 34 条 歯科矯正修練協力施設における診療科目の変更や臨床指導医、JB0 認定歯科矯正専門医の異動があった場合には、3 ヶ月以内に変更届けを修練管理委員会事務局に提出すること。変更届けが提出されなかった場合には、認定を取り消し、以後 1 年間歯科矯正修練協力施設としての申請を却下することができる。

第 4 章 臨床指導医および臨床指導責任者

(臨床指導医および臨床指導責任者)

第 35 条 臨床指導医および臨床指導責任者は「JA0 歯科矯正修練プログラム」あるいは「JA0 ○○病院歯科矯正修練プログラム」および歯科矯正修練管理規則を遵守し、認定歯科矯正修練医の歯科矯正専門教育に努めなければならない。

2 臨床指導医は資格を失った場合あるいは認定修練の中断が生じた場合は、修練管理委員会に報告し、JB0 指導医選定委員会に臨床指導医取消申請書を提出しなければならない。

第 5 章 認定歯科矯正修練医の筆記試験および技術の総合評価 (第 2 次過程)

(第 2 次過程)

第 36 条 第 2 次過程は筆記試験および技術の総合評価からなり、修了することで第 3 次過程 (JB0 臨床能力評価) の申請資格を得ることができる。

(筆記試験の申請資格)

第 37 条 筆記試験申請者は、JB0 認定歯科矯正医修練施設あるいはプログラム承認型歯科矯正医修練施設で 3 年以上の修練を終了した認定歯科矯正修練医とする。

(筆記試験の申請)

第 38 条 筆記試験申請者は、別に定める規則に則って、この法人の事務局に申請しなければならない。

(筆記試験の実施)

第 39 条 認定歯科矯正修練医の筆記試験は、基礎部分と臨床部分からなり、修練管理委員会が行う。

(筆記試験合格者)

第 40 条 筆記試験に合格した者は技術の総合評価の申請資格を有する。

(筆記試験の期限)

第 41 条 筆記試験の合格期限は修練 6 年次までとする。期限内に合格しなかった場合には、再申請しなければならない。

(技術の総合評価の申請)

第 42 条 技術の総合評価の申請者は、別に定める規則に則って、この法人の事務局に申請しなければならない。

(技術の総合評価の実施)

第 43 条 技術の総合評価は修練管理委員会が実施し、修練施設における各実習の評価と 5 症例のケースプレゼンテーション、その症例に対する口頭試問を総合して評価を行う。

(第 2 次過程の合格者)

第 44 条 第 2 次過程に合格した者は、修練終了後 10 年間に限り、第 3 次過程 (JB0 臨床能力評価) の申請資格を有する。

(筆記試験の再試験)

第 45 条 第 2 次過程に合格したものの、期間の経過で第 3 次過程申請の権利を失効した者は、再度臨床に関わる筆記試験に合格することで、第 3 次過程申請資格を得ることができる。

第 6 章 修練医申請料、修練医登録料および修練講座受講料

(修練医申請料、修練医登録料および修練講座受講料)

第 46 条 申請者は、この法人に修練医申請料を支払わなければならない。なお審査の結果、認定された者は、別途修練医登録料を支払わなければならない。

2 JB0 認定歯科矯正医修練施設の認定歯科矯正修練医は、修練講座受講料を支払わなければならない。

第 7 章 補 則

(改 正)

第 47 条 この規則は、この法人の専門会員総会の議決数の過半数の議決を経なければ変更、または廃止することができない。

(細 則)

第 48 条 この規則を施行するために、細則を定めることができる。

細則

1. 2005 年度卒業の歯科医師は、2007 年度から本修練を開始する。
2. 2004 年度以前に卒業の歯科医師で、すでに病院の矯正科および矯正単科開業医にて修練を行っている場合は、本修練制度の年次別の修練を準用する。
3. すでに病院の矯正科および矯正単科開業医にて 5 年以上の修練を行っている場合は、本修練制度修練の修了を準用する。
4. 矯正単科開業医で修練期間が不足している場合は、本修練制度を準用し、その期間を補うことができる。

附則 本規則は、平成 16 年 6 月 9 日から施行する。

附則 本規則は、平成 17 年 10 月 13 日より施行する。

附則 本規則は、平成 18 年 4 月 12 日より施行する。

附則 本規則は、平成 18 年 11 月 20 日より施行する。

附則 本規則は、平成 23 年 6 月 25 日より施行する。

E. 歯科矯正医修練制度施行規則

第1章 認定歯科矯正修練医の申請、および認定

(認定歯科矯正修練医の申請)

第1条 認定歯科矯正修練医の新規の認定を希望する者は、次条に定めるすべての書類を添えて、この法人の事務局に申請をしなければならない。

(認定歯科矯正修練医の申請書類)

第2条 認定歯科矯正修練医の新規認定申請に必要な書類は、次の通りである。

- (1) 認定歯科矯正修練医認定申請書
- (2) 履歴書
- (3) 歯科医師免許証 (写)
- (4) 申請料の振込み控 (写)
- (5) 修練予定の歯科矯正医修練施設 (JB0 認定施設あるいはプログラム承認型) あるいは歯科矯正修練協力施設の認定証 (写)
- (6) 修練予定施設の臨床指導医あるいは臨床指導責任者の認定証 (写)
- (7) 歯科矯正修練協力施設の臨床指導医あるいは JB0 認定歯科矯正専門医の認定証 (写)

(認定歯科矯正修練医の認定)

第3条 書類審査に合格した者は、速やかに所定の認定登録料を納入しなければならない。なお納入が確認され次第、歯科矯正医修練制度規則第10条に従い、認定証を発行する。

第2章 認定歯科矯正修練医の筆記試験および技術の総合評価 (第2次過程)

(筆記試験の実施)

第4条 筆記試験は日本矯正歯科協会の年次総会の前に、東京において年1回1日で実施する。

2 筆記試験の登録の期限は各開催年の3月1日とする。

(筆記試験の申請)

第5条 筆記試験の受験を希望する者は、次条に定めるすべての書類を添えて、この法人の事務局に申請をしなければならない。

(筆記試験の申請書類)

第6条 筆記試験の申請に必要な書類は、次の通りである。

- (1) 筆記試験申請書
- (2) 履歴書
- (3) 業績等一覧表

- (4) 申請料の振込み控（写）
- (5) 勤務実績表（勤務医の申請者に限る）
- (6) 修練中の歯科矯正医修練施設および歯科矯正修練協力施設の認定証（写）
- (7) 修練中の施設の臨床指導医の認定証（写）

（技術の総合評価の申請）

第7条 技術の総合評価を受けようとする者は、次条に定めるすべての書類を添えて、この法人の事務局に申請をしなければならない。

（技術の総合評価の申請書類）

第8条 技術の総合評価の申請に必要な書類は、次の通りである。

- (1) 技術の総合評価申請書
- (2) 5症例のプレゼンテーションの記録
- (3) 履歴書
- (4) 業績等一覧表
- (5) 申請料の振込み控（写）
- (6) 筆記試験合格証（写）
- (7) 修練施設における実習毎の評価表（写）
- (8) 勤務実績表（勤務医の申請者に限る）

（第2次過程修了者）

第9条 技術の総合評価を修了した者は、速やかに所定の第3次過程資格者登録料をこの法人に納めなければならない。

第3章 プログラム承認型歯科矯正医修練施設の申請

（プログラム承認型歯科矯正医修練施設の申請）

第10条 プログラム承認型歯科矯正医修練施設の新規の認定を希望する施設は、次条に定めるすべての書類を添えて、この法人の事務局に申請をしなければならない。

（プログラム承認型歯科矯正医修練施設の申請書類）

第11条 プログラム承認型歯科矯正医修練施設の新規認定の申請に必要な書類は、次の通りである。

- (1) プログラム承認型歯科矯正医修練施設認定申請書
- (2) 歯科矯正修練プログラム承認申請書
- (3) 常勤する臨床指導責任者の認定証（写）
- (3) 申請する歯科矯正修練プログラム
- (4) 歯科矯正医修練施設用患者リスト
- (5) 申請料の振込み控（写）

(プログラム承認型歯科矯正医修練施設の更新)

第12条 プログラム承認型歯科矯正医修練施設の更新を申請する施設は、次条に定めるすべての書類を添えて、この法人の事務局に申請をしなければならない。

(プログラム承認型歯科矯正医修練施設更新の申請書類)

第13条 プログラム承認型歯科矯正医修練施設更新の申請に必要な書類は、次の通りである。

- (1) プログラム承認型歯科矯正医修練施設更新申請書
- (2) 常勤する臨床指導責任者の認定証 (写)
- (3) 勤務する認定歯科矯正修練医の認定証 (写)
- (4) 歯科矯正医修練施設用患者リスト
- (5) 更新料の振込み控 (写)
- (6) 歯科矯正修練協力施設がある場合は、その名称と臨床指導医あるいはJB0認定歯科矯正専門医の認定証 (写) および施設の患者リスト

(施設の認定)

第14条 審査により、プログラム承認型歯科矯正医修練施設に認定された施設は、速やかに所定の施設登録料を納入しなければならない。なお納入が確認され次第、認定証を発行する。

(歯科矯正修練協力施設の申請)

第15条 歯科矯正修練協力施設の新規の認定を希望する施設は、次条に定めるすべての書類を添えて、この法人の事務局に申請をしなければならない。

(歯科矯正修練協力施設の申請書類)

第16条 歯科矯正修練協力施設の新規認定の申請に必要な書類は、次の通りである。

- (1) 歯科矯正修練協力施設認定申請書
- (2) 常勤する臨床指導医の認定証およびJB0認定歯科矯正専門医 (写)
- (3) 歯科矯正修練協力施設用患者リスト

(歯科矯正修練協力施設の更新)

第17条 歯科矯正修練協力施設の更新を申請する施設は、次条に定めるすべての書類を添えて、この法人の事務局に申請をしなければならない。

(歯科矯正修練協力施設更新の申請書類)

第18条 歯科矯正修練協力施設更新の申請に必要な書類は、次の通りである。

- (1) 歯科矯正修練協力施設更新申請書
- (2) 常勤する臨床指導医の認定証およびJB0認定歯科矯正専門医 (写)
- (3) 勤務する認定歯科矯正修練医の認定証 (写)
- (4) 歯科矯正修練協力施設用患者リスト

(5) 更新料の振込み控（写）

（施設の認定）

第 19 条 審査により、歯科矯正修練協力施設に認定された施設は、速やかに所定の施設登録料を納入しなければならない。なお納入が確認され次第、認定証を発行する。

第 4 章 認定歯科矯正修練医の修練修了の申請

（修練修了の申請）

第 20 条 修練修了の申請を希望する認定歯科矯正修練医は、次条に定めるすべての書類を添えて、この法人の事務局に申請をしなければならない。

（修練修了の申請書類）

第 21 条 修練修了の申請に必要な書類は、次の通りである。

- (1) 歯科矯正修練修了申請書
- (2) 履歴書
- (3) 業績等一覧表
- (4) 勤務実績表（勤務医の申請者に限る）
- (5) 修練中の歯科矯正医修練施設および歯科矯正修練協力施設の認定証（写）
- (6) 修練中の施設の臨床指導医あるいは臨床指導責任者の認定証（写）

（修了証明証の発行）

第 22 条 修練の修了が認められた認定歯科矯正修練医には、歯科矯正修練修了証を発行する。

第 5 章 補 則

（改 正）

第 23 条 この規則は、この法人の専門会員総会の議決数の過半数の議決を経なければ変更、または廃止することができない。

（細 則）

第 24 条 この規則を施行するために、細則を定めることができる。

附則 本細則は、平成 16 年 6 月 9 日から施行する。

附則 本規則は、平成 17 年 10 月 13 日より施行する。

附則 本規則は、平成 18 年 4 月 12 日より施行する。

附則 本規則は、平成 18 年 11 月 20 日より施行する。

附則 本規則は、平成 24 年 10 月 3 日より施行する。